

○天草市障害者地域生活支援事業実施要綱

平成23年3月31日

告示第63号

改正 平成25年2月13日告示第19号

平成27年6月11日告示第102号

平成27年12月22日告示第153号

平成28年3月16日告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき本市が実施する地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業及び生活サポート事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25告示19・一部改正)

(事業の内容等)

第2条 事業の実施主体は、天草市とする。ただし、利用者、事業の内容及び利用料の決定を除き、適切な事業の運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(移動支援事業)

第3条 移動支援事業の内容は、次に掲げるとおりとし、原則として、1日を超えない範囲の利用に限るものとする。

(1) 個別支援 社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等社会参加のための外出の支援を個別に行うもの

(2) グループ支援 社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等社会参加のための外出の支援を複数の障害者に対し同時に行うもの

(3) 通所及び通学支援 施設等への通所又は学校への通学のための外出の支援を行うもの

2 移動支援事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、外出時に支援が必要であると市長が認めるものとする。

(1) 本市に住所を有する者（法第19条第3項並びに法附則第4条及び第18条の規定により本市以外の市町村が支給決定を行うべき者を除く。）又は市外に住所を有する者であって、法第19条第3項並びに法附則第4条及び第18条の規定により本市が支給決定

を行うべき者

(2) 次に掲げるいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の1級又は2級の交付を受けている者で次に掲げるもの

（ア） 外出時において車いすを常用している者

（イ） 視覚障害者

イ 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者又は同程度の障害を有する者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（日中一時支援事業）

第4条 日中一時支援事業の内容は、対象者に対する活動の場の提供、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他市長が認める支援を行うものとする。

2 日中一時支援事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる者

(2) 次に掲げるいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって障害程度区分（法第4条第4項に規定する障害程度区分をいう。）が1以上に相当するもの

イ 次に掲げるいずれかに該当する者であって障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）が1以上であるもの

（ア） 小学校、中学校又は高等学校等の通常学級に在籍する者のうち身体障害、知的障害又は精神障害を有するもの

（イ） 特別支援学校又は特別支援学級に在籍する者

第5条 削除

（平27告示102）

（利用の申請）

第6条 事業を利用しようとする者は、天草市移動支援事業利用申請書（様式第1号）又は天草市日中一時支援事業利用申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（平27告示102・一部改正）

（利用の決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受けたときは、審査の上、利用の可否を決定し、天草市移動支援事業利用決定（却下）通知書（様式第4号）又は天草市日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（平27告示102・一部改正）

（変更届出）

第8条 前条の利用決定通知書の交付を受けた者は、利用決定期間内において、氏名、住所等に変更を生じたときは、速やかにその利用決定通知書を添えて、申請内容変更届出書（様式第7号）を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、利用決定通知書を修正し、届出者に通知するものとする。

（他のサービス等の制限）

第9条 日中一時支援事業の利用者は、当該事業を利用している時間は、訪問介護その他の障害福祉サービスを利用することができないものとする。

（利用時間及び費用の負担）

第10条 事業の利用時間又は利用回数の上限及び基準額等は、別表に定めるとおりとする。

2 利用者は、事業の利用料として、別表に定める区分により算定した額を負担するものとする。この場合において、算定した負担額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合の利用者負担の額は、当該各号に定める額を上限とする。

（1） 市民税非課税世帯 無料

（2） 市民税所得割16万円未満の世帯 月額9,300円

（3） 18歳未満の者であって市民税所得割28万円未満の世帯 月額4,600円

（不当利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者がいるときは、利用決定を取り消すとともに、その助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年3月31日から施行する。

(天草市障害児タイムケア事業実施要綱の廃止)

2 天草市障害児タイムケア事業実施要綱(平成18年天草市告示第66号)は、廃止する。

附 則(平成25年告示第19号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第102号)

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第153号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第23号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

(平27告示102・一部改正)

1 移動支援事業及び生活サポート事業

事業名			利用時間又は 利用回数の上 限	基準額等		利用者負 担額		
移 動 支 援 事 業	個 別 支 援	社会生活	1月当たり1	1時間当たり	1,970	身体介護加算	初回加算	3パーセ ントに相 当する額
		上必要不 可欠な外 出	0時間	円		身体介護を実施 した場合は、1 日に2時間まで の範囲内で、1 時間当たり1, 000円を加算 する。	初回利用 者は、利用 開始日か ら起算し て30日 までの期 間につい	

	余暇活動等社会参加のための外出	1月当たり20時間	1時間当たり 1,300円		身体介護を実施した場合は、1日に2時間までの範囲内で、1時間当たり700円を加算する。	では、当該期間における利用回数に500円を乗じて得た額を加	8パーセントに相当する額
グループワーク支援	社会生活上必要不可欠な外出	1月当たり10時間	支援者1人に対しての人数	利用者1人当たりの単位（1時間当たり）	身体介護を実施した場合は、1日に2時間までの範囲内で、1時間当たり600円を加算する。	算する。	3パーセントに相当する額
			2人	1,100円			
			3人	900円			
			4人	800円			
			5人又は6人	700円			
	余暇活動等社会参加のための外出	1月当たり20時間	支援者1人に対しての人数	利用者1人当たりの単位（1時間当たり）	身体介護を実施した場合は、1日に2時間までの範囲内で、1時間当たり400円を加算する。		8パーセントに相当する額
			2人	800円			
			3人	700円			
			4人	600円			
			5人又は6人	500円			
通所又は通学支援	1月当たり46回（1日2回まで）	車両移送	25km未満		540円	10パーセントに相当する額	
			25km以上		800円		
			車両以外		1,000円		

（備考）

- 1 基準額等について、利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分

以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

2 移動支援事業の通所又は通学支援に係る車両移送について、自家輸送の場合は、その距離にかかわらず基準額を540円とする。

2 日中一時支援事業

対象者区分		1日当たり6時間以下	1日当たり6時間超	利用者負担額
18歳未満	区分1	1,800円	3,100円	10パーセント に相当する額
	区分2	2,200円	3,800円	
	区分3	2,800円	4,800円	
18歳以上	区分1	1,800円	3,100円	
	区分2	1,800円	3,100円	
	区分3	2,100円	3,600円	
	区分4	2,300円	3,900円	
	区分5	2,800円	4,800円	
	区分6	3,300円	5,600円	
送迎加算（片道）		540円		